

「退職等年金給付」の概要

被用者年金の一元化により、これまでの職域年金相当部分（以下「職域部分」といいます。）は廃止されることとなりましたが、職域部分の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとされ、地方公務員の退職給付の一部として「退職等年金給付」が創設されることとなりました。

「退職等年金給付」には、大きく分けて退職年金、公務障害年金、公務遺族年金及び一時金の種類があります。

概要は次のとおりです。

1 退職年金

(1) 支給の条件

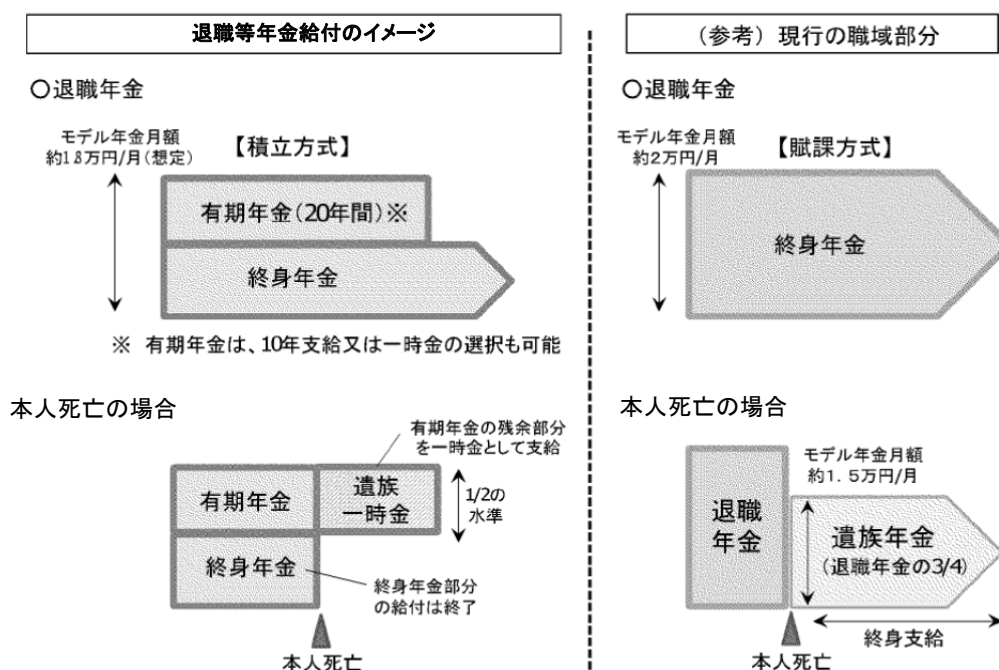
次のいずれの要件も満たしているときに支給されます。

- ・平成27年10月に引き続き期間又は平成27年10月以後に1年以上の引き続き組合員期間を有すること
- ・65歳以上であること
- ・退職していること

※60歳から繰り上げること、70歳まで繰り下げることできます。

(2) 支給形態

- ・半分は有期退職年金、半分は終身退職年金
- ・有期年金は、10年又は20年支給を選択（一時金の選択も可能）
- ・本人死亡の場合、終身退職年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給



2 公務障害年金

(1) 支給条件

公務上の事由による病気やケガにより、初めて医師の診断を受けた日（「初診日」といいます。）から原則として1年6か月を経過した時点において、障害等級1～3級に該当する程度の障害になったときに支給されます

なお、初診日は平成27年10月1日以後の加入期間中に限ります。

(2) 支給形態

終身年金。ただし、在職中は全額停止。

※通勤途中で起きた事故（通勤災害）は、公務障害年金になりません。

3 公務遺族年金

(1) 支給条件

次のいずれかに該当したとき、遺族に支給されます。

①組合員が、公務上の事由による病気やケガで死亡したとき

②組合員であった者が、組合員であった間に初診日がある公務による病気やケガで、初診日から5年を経過する日前に死亡したとき

③障害等級が1級又は2級に該当する公務障害年金の受給権者が、その公務障害年金の原因となった病気やケガで死亡したときなど

(2) 支給形態

終身年金。

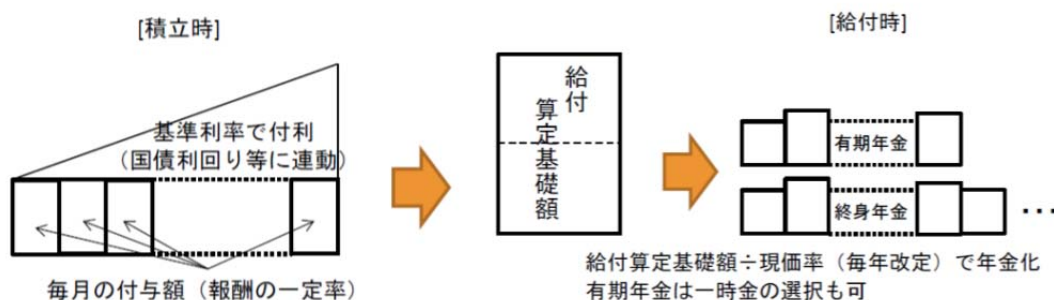
※通勤途中で起きた事故（通勤災害）は、公務遺族年金になりません。

□給付設計

財政運営は、積立方式。給付設計はキャッシュバランス方式となっており、保険料の追加拠出リスクを抑制したうえで、保険料率の上限を法定（労使あわせて1.5%）

※キャッシュバランス方式は、年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより、給付債務と積立金とのかい離を抑制する仕組みです。

- 毎月の報酬の一定率と利子を累積した給付算定基礎額を基礎に給付額を計算（キャッシュバランス方式）
- 基準利率の設定等について保守的な設計を行い、追加拠出リスクを抑制
- 基準利率の変動や寿命の延び等を踏まえて年金額を改定



□財政運営

- 少なくとも5年ごとに財政再計算を実施（保険料を計算する際の予定利率等の過程を慎重に設定、設立当初は早期に再計算を実施）します。
- 毎年の決算時に財政検証を行い、財政の健全性を確認します。
- 保険料率は労使あわせて1.5%を上限（本人負担分（全体の半分）に0.75%の上限を法定）

□現在の職域部分（3階部分）の年金支給について

平成27年9月までの組合員期間については、職域部分の年金として支給されます。平成27年10月までの組合員期間と10月以降の組合員期間がある方は、平成27年9月までは職域部分の年金、平成27年10月以降は退職等年金給付としての年金が支給されます。

<年金の給付のイメージ>

下の図は、被用者年金一元化による年金給付のうち、現在の職域部分と退職等年金給付の関係がどのようになるかを表したイメージ図です。

被用者年金一元化前、すなわち2015年（平成27年）9月30日までに受給権が発生した方については、職域部分が支給されます。

現在公務員の方には、2015年（平成27年）10月1日よりも、前の期間については旧職域部分が、後の期間については退職等年金給付が支給されます。

2015年（平成27年）10月1日以降に公務員になられた方については、退職等年金給付が支給されます。

